「大崎市教育の振興に関する大綱」 の改定について

大崎市教育の振興に関する大綱の改定について①

教育大綱改定要旨

教育大綱は、地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び 文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

本市では、教育大綱を大崎市の教育の目標や施策の基本的な方向性を定めるものとして平成29年に策定しましたが、その後の学習指導要領の改定や第2次大崎市総合計画(後期)を踏まえ、新たな内容についても追加するなどの改定を行います。

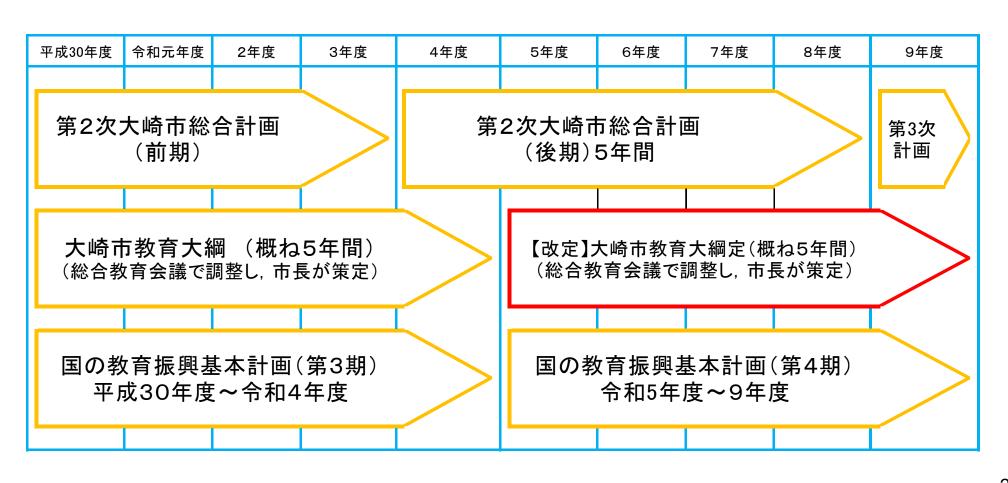
法律上の位置づけ

	大 綱	教育振興基本計画			
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31 年法律第162 号)	教育基本法 (平成18 年法律第120 号)			
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体			
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応 ※第1期計画(平成20年7月 1日閣議決定) 平成20~ 24年度 第3期計画(平成30年6月15日閣議決定) 平成30~令和4年度	第2期計画(平成25 年6 月14 日閣議決定)平成25~29 年度			
範囲等	地方公共団体の教育, 学術及び文化の振興に 関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に 関する基本的な計画 ※努力義務			

大崎市教育の振興に関する大綱の改定について②

大綱の期間

改定する大綱の期間は、令和5年度から令和9年度までとします。



大崎市教育の振興に関する大綱の改定について③

改定の視点(現在)

第2次大崎市総合計画(後期)	平成29·30·31年改訂 学習指導要領	スポーツ・文化芸術活動の 学校と地域の連携・協働			
・社会情勢の変化 ・新型コロナウイルス感染症, SDGs, 自然災害や世界農業遺産アクションプランの推進など反映・地方創生による視点の反映	・学校のICT環境整備・プログラミング教育,外国語教育,道徳教育・言語能力の育成・理数教育の充実・伝統や文化に関する教育	・休日の地域クラブ活動 ・学校部活動の地域連携 ・新たな地域クラブ活動			

市民意識調査による満足度

[%]

教育施設や給食施設の整備等 教育環境の充実		生涯学習の推進と施設整備		歴史的遺産の保護と活用 芸術文化活動の推進			スポーツ・レクリエーション の振興と施設整備				
H27年度	H30年度	R2年度	H27年度	H30年度	R2年度	H27年度	H30年度	R2年度	H27年度	H30年度	R2年度
55.36	52.18	51.61	48.79	47.62	48.71	48.76	50.65	51.13	43.75	42.69	44.05

施策の方向性に第2次大崎市総合計画(後期), 学習指導要領の改定, スポーツ・文化芸術活動の学校と地域の連携・協働など 新たな内容を追加修正

大崎市教育の振興に関する大綱の改定について4

現行の教育大綱

基本方針1 豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く人材を育てます

基本方針2 夢や志を大切に、意欲をもって学ぶ子どもを育てます

基本方針3 互いを思いやり、支え合って、誇れる郷土をつくります

基本方針4 大崎の歴史と文化,伝統をみがき、未来へつなぎます

基本方針5 スポーツを通して健康で活力あふれる人材を育てます

基本目標 1

自ら考え行動し、社会の変化に対応できる人材の育成

【施策の方向性】

- ○生涯を通して学び,国際化や情報化及び少子高齢化や環境問題など,社会を取り巻くさまざまな変化に柔軟に対応できる人材を育てます。
- ○社会体験などの学習の充実により、豊かな感受性、協調性やコミュニケーション力を養い、主体的に行動できる人材を育 てます。
- ○一人ひとりが主体的に生涯学習に取り組める環境整備や学習支援を推進します。

基本目標 2

「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた子どもの育成

【施策の方向性】

- ○基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の向上を図り、自ら考え行動する力を育みます。
- ○子どもの将来の夢や目標の実現に向けた指導体制の充実を図り、未来につながる学校づくりを推進します。
- ○道徳教育により、他人を思いやる気持ちや命を大切にする心を育て、「志」教育を通して、子どもの豊かな人間性と社会性を培います。
- ○子どもの健やかな成長のため、基礎体力の向上を図り、食育を通じ、丈夫で健康な体を育てます。
- ○すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに、それぞれの実態に応じた多様な学びの場を提供し、的確な指導 を行います。

基本目標3

防災教育の充実と、安全・安心な教育環境の整備

【施策の方向性】

- ○防災知識の普及啓発や防災訓練を実施し、子どもが日頃から災害に備える防災意識の向上を図ります。
- ○学校と地域が連携し、防災体制の強化を図り、災害時の子どもの安全を確保します。
- ○学校施設の改修や防災対策を計画的に推進し、安心して学べる教育環境の整備を図ります。

基本目標4

家庭や地域、学校が協働して子どもを育てる環境づくり

【施策の方向性】

- ○地域の人材の活用と子どもの社会参加の活動を積極的に推進し、地域と一体となった教育活動を展開します。
- ○協働教育を推進し、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを行います。
- ○家庭や地域と密接に連携した相談・支援体制を整備し、子どもの健全育成に取り組みます。

基本目標5

豊かな自然、魅力ある地域文化の継承と創造・発信

【施策の方向性】

- ○芸術文化の積極的な普及活動を通じ、創造力や表現力及び豊かな感性を養い、新たな文化の担い手を育てます。
- ○歴史と文化及び伝統を保存・継承し、その価値や魅力を伝え、生まれ育った郷土への理解と愛着を深めます。
- ○豊かな自然環境を守り伝え、身近な自然を活用した環境教育を推進し、人と環境との関わりや環境問題に対する理解と関心を深めます。

基本目標6

健康で生涯にわたり楽しめるスポーツ環境の構築

- ○市民の健康づくりと体力増進を図るため、スポーツの推進体制を充実し、それぞれのライフステージで楽しめるスポーツを普及します。
- ○地域に根ざしたスポーツ団体の活動支援と指導者の育成を図り、競技力の向上をめざします。
- ○だれもが気軽にスポーツとふれあう機会を設け、親しみやすいスポーツ環境の整備と拡充を図ります。

大崎市教育の振興に関する大綱の改定について5

現行方針を継続

現行の教育大綱 基本方針

基本方針1 豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く人材を育てます

基本方針2 夢や志を大切に、意欲をもって学ぶ子どもを育てます

基本方針3 互いを思いやり、支え合って、誇れる郷土をつくります

基本方針4 大崎の歴史と文化、伝統をみがき、未来へつなぎます

基本方針5 スポーツを通して健康で活力あふれる人材を育てます

改定後の教育大綱 基本方針

基本方針1 豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く人材を育てます

基本方針2 夢や志を大切に、意欲をもって学ぶ子どもを育てます

基本方針3 互いを思いやり、支え合って、誇れる郷土をつくります

基本方針4 大崎の歴史と文化、伝統をみがき、未来へつなぎます

基本方針5 スポーツを通して健康で活力あふれる人材を育てます

大崎市教育の振興に関する大綱の改定について⑥

現行の内容

基本目標1

自ら考え行動し、社会の変化に対応できる人材の育成

【施策の方向性】

- 〇生涯を通して学び、国際化や情報化及び少子高齢化や環境問題など、社会を取り巻くさまざまな変化に柔軟に対応できる人材を育てます。
- 〇社会体験などの学習の充実により、豊かな感受性、協調性やコミュニケーションカを養い、主体的に行動できる人材を育てます。
- 〇一人ひとりが主体的に生涯学習に取り組める環境整備や学習支援 を推進します。

基本目標2

「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた子どもの育成

【施策の方向性】

- 〇基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の向上を図り、 自ら考え行動する力を育みます。
- 〇子どもの将来の夢や目標の実現に向けた指導体制の充実を図り、 未来につながる学校づくりを推進します。
- ○道徳教育により、他人を思いやる気持ちや命を大切にする心を育て、 「志」教育を通して、子どもの豊かな人間性と社会性を培います。
- 〇子どもの健やかな成長のため、基礎体力の向上を図り、食育を通じ、 丈夫で健康な体を育てます。
- ○すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに、それぞれの実態に応じた多様な学びの場を提供し、的確な指導を行います。

改定案

基本目標1

自ら考え行動し、社会の変化に対応できる人材の育成

【施策の方向性】

- 〇生涯を通して学び、人権問題や国際理解、SDGsの取り組み、情報化等、著しく変化する社会に柔軟に対応できる人材を育てます。
- ○社会体験<mark>活動</mark>などの学習の充実により、豊かな感受性、協調性やコミュニケーションカを養い、主体的に行動できる人材を育てます。
- 〇一人ひとりが主体的に生涯学習活動に取り組めるよう, 学習環境の 整備や学習機会を創出します。

OICTを活用した学習活動を充実し、情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を推進します。(追加)

基本目標2

「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた子どもの育成

- 〇基礎**的**・基本的な知識・技能の確実な定着と、学んだことを基に、自ら考え、問題を解決する力を育みます。
- 〇子どもの将来の夢や目標の実現に向け、社会での役割と、自己のより良い生き方を考える「志」教育を推進します。
- ○道徳教育により、教育活動全体を通じて、他人を思いやる気持ちや 命を大切にする心を育て、子どもの豊かな人間性と社会性を培います。
- 〇子どもの健やかな成長のため、望ましい生活習慣や運動習慣を身に付け、食育を通じ、丈夫で健康な体を育てます。
- ○すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに、それぞれに応じた多様な学び場として安心できる居場所づくりを推進します。



大崎市教育の振興に関する大綱の改定について⑦

現行の内容

基本目標3

防災教育の充実と、安全・安心な教育環境の整備

【施策の方向性】

- 〇防災知識の普及啓発や防災訓練を実施し、子どもが日頃から災害 に備える防災意識の向上を図ります。
- 〇学校と地域が連携し, 防災体制の強化を図り, 災害時の子どもの安全を確保します。
- 〇学校施設の改修や防災対策を計画的に推進し、安心して学べる教育環境の整備を図ります。

基本目標4

家庭や地域、学校が協働して子どもを育てる環境づくり

【施策の方向性】

- 〇地域の人材の活用と子どもの社会参加の活動を積極的に推進し、 地域と一体となった教育活動を展開します。
- 〇協働教育を推進し、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域社会 全体で子どもを育てる環境づくりを行います。
- ○家庭や地域と密接に連携した相談·支援体制を整備し、子どもの健全育成に取り組みます。

改定案

基本目標3

防災教育の充実と、安全・安心な教育環境の整備

【施策の方向性】

- ○防災知識の普及啓発や防災訓練を実施し、日頃から災害に備える 防災意識<mark>や災害対応能力</mark>の向上を図ります。
- 〇学校と地域が連携し, 防災, 減災体制の強化を図り, 災害時の子どもの安全を確保します。
- 〇学校施設の改修や防災対策を計画的に推進し、安心して学べる教育環境の整備を図ります。(修正なし)
- ○家庭・地域・学校が相互に連携し防犯体制の強化を図り、子どもの 安全の確保についての取組みを進めます。(追加)

基本目標4

家庭や地域、学校が協働して子どもを育てる環境づくり

- 〇家庭, 地域, 学校が連携して地域学校協働活動を推進し, 地域の 教育力の向上を図ります。
- 〇地域と学校が一体となった教育活動を展開し、地域人材の活用と 子どもの社会参加を推進します。
- 〇子どもの健全育成に関わる親の学びを促進するため、家庭教育支援を推進します。



大崎市教育の振興に関する大綱の改定について⑧

現行の内容

基本目標5

豊かな自然、魅力ある地域文化の継承と創造・発信

【施策の方向性】

- 〇芸術文化の積極的な普及活動を通じ、創造力や表現力及び豊かな 感性を養い、新たな文化の担い手を育てます。
- 〇歴史と文化及び伝統を保存・継承し、その価値や魅力を伝え、生まれ育った郷土への理解と愛着を深めます。
- 〇豊かな自然環境を守り伝え、身近な自然を活用した環境教育を推進 し、人と環境との関わりや環境問題に対する理解と関心を深めます。

基本目標6

健康で生涯にわたり楽しめるスポーツ環境の構築

【施策の方向性】

- 〇市民の健康づくりと体力増進を図るため、スポーツの推進体制を充実し、それぞれのライフステージで楽しめるスポーツを普及します。
- 〇地域に根ざしたスポーツ団体の活動支援と指導者の育成を図り, 競技力の向上をめざします。
- 〇だれもが気軽にスポーツとふれあう機会を設け、親しみやすいスポーツ環境の整備と拡充を図ります。

改定案

基本目標5

豊かな自然、魅力ある地域文化の継承と創造・発信

【施策の方向性】

- 〇創造力や表現力につながる豊かな感性を醸成するため、多様な体験の機会となる芸術文化活動を推進します。
- 〇歴史と文化及び伝統を保存・継承し、その価値や魅力を伝え、生まれ育った郷土への理解と愛着を深めます。(修正なし)
- 〇豊かな自然環境を守り伝え、世界農業遺産「大崎耕土」などの身近な自然を活用した環境教育を推進し、人と環境との関わりや環境問題に対する理解と関心を深めます。

基本目標6

健康で生涯にわたり楽しめるスポーツ環境の構築

- 〇市民の健康づくりと体力増進を図るため、スポーツの推進体制を充実し、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。
- 〇地域に根ざしたスポーツ団体の活動支援や指導者の育成を図り、 競技力の向上と多様な体験機会の充実を図ります。
- ○だれもが気軽にスポーツとふれあう機会を設け、親しみやすいスポーツ環境の整備と拡充を図ります。(修正なし)

改定スケジュールについて

令和4年12月16日 教育委員会(定例会)

・改定の視点等について報告

【教育委員会事務局において改定案検討】

令和5年 1月26日 第9回総合教育会議

・中間案の協議

30日 総務常任委員会

・検討状況について報告

2月 6日 庁議報告

8日~ パブリックコメントの実施

28日

15日 教育委員会(定例会)

・改定案(最終)の意見聴取

3月16日 第10回総合教育会議

・改定案(最終)の協議

<u> 令和5年3月 大崎市教育の振興に関する大綱の策定</u>